

行政代執行による本町地内特定空家等の解体工事を実施します

周辺の生活環境の保全を図るため、特定空家等とした家屋を、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行により解体します。

■日時 自：令和8年2月9日（月曜日）※9時00分に代執行開始宣言をします。
至：令和8年3月27日（金曜日）予定

■場所 所在地：中津川市本町一丁目154番地1
（住居表示：中津川市本町一丁目3番21号）

■建物の概要

- ・居宅 木造瓦葺3階建 延べ床面積 約125㎡
- ・市道中津110号線に面した外壁などが落下し、通行人などに危害を与える危険性が著しく高い。

■経緯

- ・令和3年10月28日 地元から相談。所有者対応開始
- ・令和6年12月19日 特定空家等の認定。告知書送付
- ・令和7年3月12日 勧告書送付
- ・令和7年7月1日 命令書送付
- ・令和7年11月4日 戒告書送付
- ・令和7年12月26日 代執行令書送付

■特定空家等とは

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。（空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項）

■その他

- ・中津川市ではこれまで2件の略式代執行を実施しています。行政代執行としては本件が最初の事例となります。
- ・県内では令和6年度末までに行政代執行6件、略式代執行17件が執行されています。
- ・行政代執行については、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項に「市町村長は、（中略）措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。」と規定されています。

お問い合わせ先

総務部 防災安全課 生活安全係 担当者：伊藤
電話：0573-66-1111（内線162）